

公益社団法人日本語教育学会
授賞候補選考委員会設置運営規程

制定 2016(平成28)年3月13日
2015(平成27)年度第5回理事会
一部改正 2018(平成30)年5月12日
2018(平成30)年度第1回理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「学会」という。）の表彰委員会設置運営規程第8条2項に基づき、授賞候補選考委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 学会は、特別委員会として授賞者候補選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第3条 委員会は、学会が授賞する各賞（特別賞を除く）の授賞候補者及び授賞論文（以下「授賞候補者等」という。）を選考し、理事会に推薦する。

(構成)

第4条 委員会は、学会の次の委員をもって構成する。

- (1) 会長 1名
 - (2) 理事 1名
 - (3) 代議員 1名
 - (4) 各常置委員会委員（表彰事業除く） 各1名
- 2 委員は理事会が学会の会員から選出し、会長が委嘱する。
 - 3 委員の選出に際し、理事会に推薦する委員候補者名簿は、専門分野・所属機関・年齢層等のバランスを考慮し、表彰委員会が作成する。
 - 4 委員が授賞候補者または授賞候補論文執筆者に推薦された場合等においては、推薦された賞の選考業務からは除外するものとするが、該当する賞以外の選考についてはその限りではない。
 - 5 前項に伴い、賞の選考業務から委員を除外することにより定足数が満たされない場合においては、予め選出する委員予備者（会長を除く常任理事から最大2名）が該当する賞の選考を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は7月1日から翌年6月30日までの1年とし、通常、2期2年務めるものとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会長がこれに当たる。副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第7条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(協議及び報告)

第8条 委員長は、所掌業務において常任理事会又は理事会に関わる事項が生じたときは、議案を速やかに適宜常任理事会又は理事会に提出し議決を得なければならない。

- 2 委員長は、委員会の業務の進捗状況を適宜常任理事会又は理事会に報告するものとする。

(費用及び報酬)

第9条 委員には、原則として業務に関わる交通費等の費用を支払う。ただし、春季及び秋季大会時に開催する会議への出席については、この限りでない。

- 2 委員には、別段の定めがある場合を除き、会議出席謝金等の報酬を支払わない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学会事務局において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

この規程は、2016（平成28）年3月13日から施行する。

以上